

障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の実施に関する要領

(事業の目的)

第1条 民間企業（以下「企業等」という。）を対象として、雇用を前提としない、障がい者の短期雇用体験（以下「体験実習」という。）を実施するとともに、当該体験実習を見学する場を提供することで、障がい者雇用への理解促進と雇用意欲の醸成を図ることを目的とする。

(支援対象企業等)

第2条 当該事業における支援対象は、常時使用する従業員の数が300人以下の企業等とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 国又は地方公共団体（地方公営企業を含む。）の施設又は事業所
- (2) 神奈川県外に所在する企業等
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第9条に基づく法定雇用率を達成している企業等
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた子会社
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の10第1号で定める就労継続支援A型の事業所（以下「A型事業所」という。）

(奨励金の支給)

第3条 県は、体験実習を実施した企業等（以下「受入企業」という。）に対して、奨励金を支給する。ただし、神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第75号）第10条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は支給しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員に、第1号に規定する暴力団員に該当する者があつるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 奨励金の額は、体験実習の受入人数にかかわらず、1受入企業当たり、体験実習を実施した日数に5千円を乗じた金額とする。
- 3 県に対して第6条第4項の規定による第6号様式及び第7号様式が提出されたときは、県は受入企業に、奨励金を月ごとに支払うものとする。

(謝礼金の支給)

第4条 県は体験実習に参加した障がい者（以下「参加者」という。）に対して、謝礼金を支給する。ただし、次に掲げる者は、体験実習に参加することができない。

- (1) 学校教育法に定める高等学校、特別支援学校等の在校生

- (2) 労働基準法第9条に定める労働者（A型事業所の労働者を除く。）
 - (3) 体験実習の開始日時点において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構国立職業リハビリテーションセンター、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部神奈川障害者職業センター、職業訓練法人神奈川能力開発センター及び国立県営神奈川障害者職業能力開発校等の訓練機関で、職業訓練に関する支援を受けている者
 - (4) 障害者就業・生活支援センター、地域就労援助センター、就労移行支援事業所、A型事業所、就労定着支援事業所等の就労支援機関を利用していない者
- 2 謝礼金の額は、参加者1人当たり、体験実習に参加した日数に2千円を乗じた金額とする。
 - 3 県に対して第6条第3項の規定による第5号様式及び第6条第4項の規定による第6号様式が提出されたときは、県は参加者に、謝礼金を月ごとに支払うものとする。

（実施方法）

第5条 体験実習の実施期間は、毎年度2月末日までとすることを原則とする。

- 2 体験実習の1件当たりの実施日数は、当該実習の開始日から14日以内とし、かつ、休日等（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）をいう。）を除き、2日以上10日以下の範囲とすることを原則とする。
- 3 体験実習の1日当たりの実施時間は、休憩時間（受入企業の就業規則等に準ずる。）を除き、3時間以上8時間以下の範囲とすることを原則とする。
- 4 体験実習を見学する場を提供する際、県は、あらかじめ受入企業及び参加者と調整し、合意を得た上で提供することとする。
- 5 体験実習の実施に当たり、受入企業は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。
 - (1) あらかじめ体験実習への参加を希望する障がい者及び当該障がい者が利用する就労支援機関と協議すること。
 - (2) 参加者を雇用する旨の明確な取り決めを行わないこと。
 - (3) 賃金又はそれに類する金品を、参加者に支給しないこと。なお、偽りその他違反が明らかになった場合は、本事業における奨励金は支給しないこととし、あわせて本事業への登録を抹消することとする。
 - (4) 参加者の個人情報適切に管理するとともに、体験実習終了後には、取得した個人情報を速やかに廃棄又は消去すること。
 - (5) 国及び地方公共団体から、本事業と同趣旨での金銭的な支給を受けないこと。
- 6 体験実習の実施に当たり、参加者が利用する就労支援機関は、参加者から同意を得た上で、参加者の健康や体調等に関する情報を受入企業に提供するとともに、体験実習実施日に、必要に応じて現場での立会い等の援助を行う。
- 7 体験実習への参加に当たり、参加者は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。
 - (1) 同一の受入企業かつ職種の体験実習に参加しないこと。
 - (2) 同一の年度内に、複数の体験実習に参加しないこと。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。
 - (3) 利用する就労支援機関と同一の法人が運営する受入企業での体験実習に参加しない

こと。

- (4) 利用する就労支援機関において、就労準備性が整っていると判断されていること。
 - (5) 故意に損害を与える等、受入企業に対して迷惑行為を行わないこと。
 - (6) 受入企業の許諾なく、内部情報等を第三者に提供しないこと。
 - (7) 国及び地方公共団体から、過去に本事業と同趣旨での金銭的な支給を受けていないこと。
- 8 参加者は、体験実習実施日に、第6条第4項の規定による第6号様式中「参加者記入欄」に、体験実習開始前の体調等必要事項を記載した上で、あらかじめ受入企業に提出することとする。
- 受入企業は、体験実習を開始する前に当該参加者の体調等を確認し、体調不良等により実習の実施が困難と判断した場合は、体験実習を中止するとともに、その旨を当該参加者が利用する就労支援機関を通じて、県に伝達するものとする。
- 9 受入企業、参加者及び参加者が利用する就労支援機関は、体験実習の終了時若しくは終了後、速やかに当該体験実習について振り返りを行う。
- 10 県は、参加者を被保険者とする傷害保険及び賠償責任保険に加入し、体験実習の実施期間中（自宅から受入企業までの往復を含む。）、事故により参加者にけが等の損害が生じた場合のほか、参加者が第三者に損害を与えた場合（故意を除く。）、保険の補償の範囲内で対応する。

（手続等）

第6条 体験実習を実施しようとする企業等（以下「登録企業」という。）は、原則として、体験実習を実施する日の2週間前までに、障がい者雇用開拓・体験実習支援事業登録申請シート（第1号様式）を県に提出し、本事業への登録を行うものとする。

なお、本事業への登録は、毎年度1月末日までに行うことを原則とする。また、当該登録は、年度末日をもって抹消することとする。

- 2 県は、必要に応じて、登録企業に代表者・役員等氏名一覧表（第2号様式）の提出を求め、第3条第1項各号のいずれかに該当するか否かを、神奈川県警察本部長に対して確認することができる。ただし、当該確認のため、個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報本人の同意を得るものとする。

なお、第3条第1項各号のいずれかに該当する場合は、県は、障がい者雇用開拓・体験実習支援事業不登録通知（第3号様式）により、登録企業に通知することとする。

- 3 参加者が利用する就労支援機関は、原則として、体験実習を実施する日の7日前までに、障がい者雇用開拓・体験実習支援事業参加申込書（第4号様式）及び口座振込依頼書（参加者用）（第5号様式）を県に提出するものとする。
- 4 受入企業は、体験実習終了後、速やかに、障がい者雇用開拓・体験実習支援事業実施報告書（第6号様式）及び口座振込依頼書（受入企業用）（第7号様式）を県に提出するものとする。

(登録の変更、休止、廃止)

第7条 登録企業が登録内容の変更、休止又は廃止を希望する場合は、速やかに、障がい者雇用開拓・体験実習支援事業登録変更(休止・廃止)届(第8号様式)を県に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(障がい者雇用開拓・体験実習支援事業実施要領の廃止)

2 障がい者雇用開拓・体験実習支援事業実施要領(令和7年3月13日施行。以下「旧要領」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行前に旧要領の規定によって行われた処分、手続その他の行為でこの要領の施行の際現に効力を有するものは、この要領の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。